| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 三九 | 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件 | 二八 | 三 |
| 四〇 | 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件の一部を訂正する件 | 二八40 | 二八 |
| 四一 | 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件 | 二八40 | 二九 |
| 四二 | 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件 | 二八40 | 三二 |
| 四三 | 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件 | 二八40 | 三六 |
| 四四 | 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件 | 二八40 | 三九 |
| 四五 | 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、要旨（平成二十五年分～令和三年分）を公表する件 | 二八40 | 四七 |
| 四六 | 政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分・平成二十八年分・令和元年分～令和四年分）を公表する件 | 二八40 | 五一 |
| | **〇中央選挙管理会** | | |
| 七 | 審査分会長等の職務のために要する費用の額の一部を改正する件 | 一〇29 | 六六 |
| 八 | 衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件 | 二八 | 三 |
| | **〇政治資金適正化委員会** | | |
| 三 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 一三 | 四 |
| 四 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 | 一三 | 四 |
| 五 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件 | 一三 | 四 |
| | **〇消　防　庁** | | |
| 三 | 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件 | 二一36 | 一四 |
| 四 | 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件 | 二一36 | 一五 |
| | **〇法　務　省** | | |
| 一六 | 除籍の一部が滅失した件 | 三 | 一 |
| 一七 | 戸籍が滅失した件 | 三 | 一 |
| 一八 | 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 | 四 | 一 |
| 一九 | 日本国に帰化を許可する件 | 四一 | 一 |
| 二〇 | 〃 | 四一 | 二 |
| 二一 | 債権管理回収業に関する特別措置法第二十四条第一項第一号の規定により債権回収会社の営業許可を取り消した件 | 四 | 三 |
| 二二 | 日本国に帰化を許可する件 | 四 | 三 |
| 二三 | 〃 | 四一 | 六 |
| 二四 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件 | 四 | 八 |
| 二五―二七 | 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件 | 四 | 九 |
| 二八 | 日本国に帰化を許可する件 | 一 | 一四 |
| 二九―三一 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件 | 一 | 一四 |
| 三二 | 除籍の一部が滅失した件 | 三 | 一五 |
| 三三 | 日本国に帰化を許可する件 | 三 | 一五 |
| 三四 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件 | 四 | 一五 |
| 三五 | 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件 | 二 | 一六 |
| 三六 | 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件 | 二 | 一六 |
| 三七―三九 | 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件 | 二 | 一六 |
| 四〇 | 日本国に帰化を許可する件 | 二 | 一七 |
| 四一 | 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 | 二 | 二〇 |
| 四二 | 日本国に帰化を許可する件 | 二 | 二〇 |
| 四三―四八 | 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件 | 二 | 二二 |
| 四九 | 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 | 一 | 二四 |
| 五〇 | 日本国に帰化を許可する件 | 一 | 二四 |
| 五一 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 | 二 | 二四 |
| 五二 | 日本国に帰化を許可する件 | 四 | 二七 |
| 五三 | 除籍が滅失した件 | 三 | 二八 |
| | **〇公安審査委員会** | | |
| 一 | 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件 | 三 | 一〇 |